

防災訓練実施結果報告書

業総外-18018号

平成30年4月25日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京都  2番4号

氏名 原子燃 

代表取  健一 

(担当者

所属

電話

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 東海事業所 茨城県那珂郡東海村村松 3135 番地 41	
防災訓練実施年月日	平成30年2月28日	第1回平成29年7月5日～7月19日 第2回平成30年1月29日～2月16日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	震度6弱の大地震に伴う核燃料物質の漏えいにより、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定。	別紙2のとおり。
防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練の内容	(1) 避難誘導訓練 (2) 緊急対策本部活動訓練 (3) 通報訓練 (4) モニタリング訓練 (5) 応急措置（収束措置）訓練 (6) 救護訓練 (7) プレス対応訓練	(1) 通報訓練 (2) 救護訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練の結果の概要

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子燃料工業株式会社東海事業所の原子力事業者防災業務計画第2章第7節に基づき、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにすることを目的として実施した。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

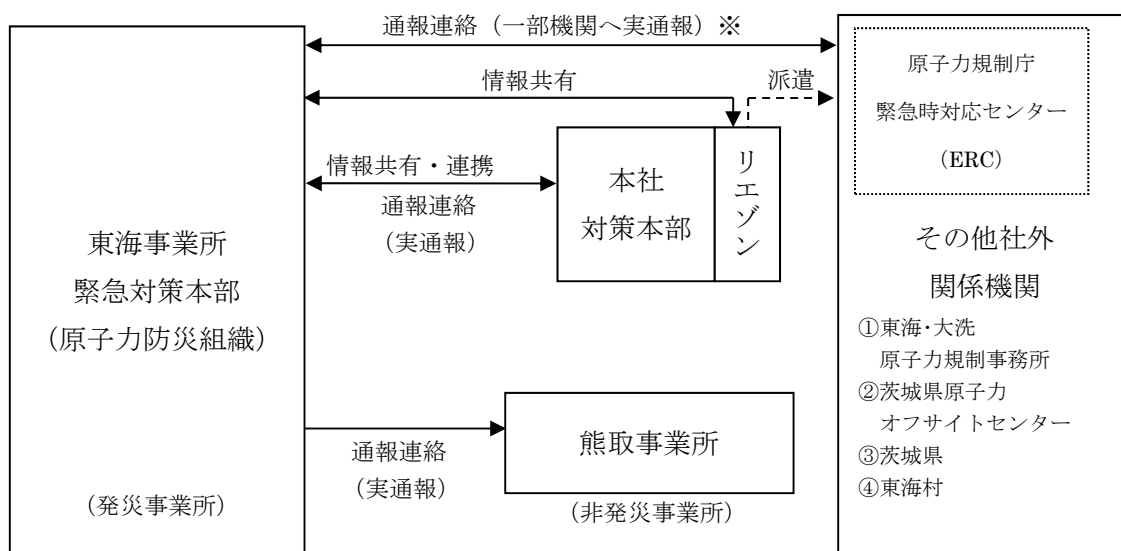
平成30年2月28日（水） 13時15分～16時20分

(2) 対象施設

原子燃料工業株式会社 東海事業所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



※ ERC とは TV 会議システムにて接続

(2) 評価体制

緊急対策本部に3名、発災想定建屋及びその周辺に2名、原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に2名、計7名（うち、5名は熊取事業所からの選任）の評価者を配置し、第三者の観点で緊急時における対応状況を評価した。その評価結果、並びに訓練終了後に実施した訓練参加者による反省会の意見を踏まえ、改善点の抽出を行った。

(3) 参加人数

150名（①+②参加率95%；訓練対象要員総数157名・・・評価者除く）
参加人数内訳は以下のとおり。

- ① 事業所員：136名
（訓練参加者130名，評価者兼コントローラー2名，コントローラー4名）
- ② 派遣社員及び協力会社社員：14名
- ③ 外部評価者：5名（原子燃料工業(株)熊取事業所から参加）

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

以下の前提条件，起回事象及び想定事象を設定し，原子力災害対策特別措置法（以下，「原
災法」という。）第15条通報事象に至る原子力災害を想定した。

(1) 前提条件

- ・ 平日昼間
- ・ 焼結炉を含めた生産設備及び給排気設備が稼働中
- ・ 天候，風向，風速等の気象状況は，当日の気象観測データ（実測値）に基づく

(2) 起回事象

- ・ 茨城県沖地震、東海村及び事業所内震度6弱の地震の発生

(3) 想定事象

- ・ 茨城県及び所内震度6弱の大地震が発生し，茨城県沿岸に大津波警報が発表される。
- ・ 地震によりライフラインが停止（停電，断水）し，非常用発電機が稼働する。
- ・ 地震発生時に負傷者が発生する。（屋内）
- ・ 地震による窒素ガス配管の破損により焼結炉の炉内爆燃が発生し，排気口から放射性物質が飛散，建屋外漏えいに至る。（地震により高性能エアフィルタにずれが生じる想定）
- ・ 排気ダストモニタ警報が発報し，施設敷地緊急事態（SE02）及び全面緊急事態（GE02）の基準を超える放射線量を検知する。

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

以下の項目の個別訓練を組み合わせた総合訓練として実施した。なお，訓練はシナリオ一
部非提示型の形式にて実施し，コントローラーがシナリオ進行に必要な状況付与を行った。

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 緊急対策本部活動訓練

- (3) 通報訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 応急措置（収束措置）訓練
- (6) 救護訓練
- (7) プレス対応訓練

7. 防災訓練の結果の概要

(1) 避難誘導訓練

- ・ 大地震発生後、在所者に対し、非常放送設備を用いた一斉避難指示を行い、指定避難場所への速やかな退避及び点呼を実施した。

(2) 緊急対策本部活動訓練

- ・ 避難・点呼実施後、速やかに防災組織要員を招集し、緊急対策本部を設置した。
- ・ 事象の進展に応じて、本部長及び防災各係が連携して、事象収束のための対応方針（戦略）の立案、決定、指示命令及び報告を実施した。
- ・ ERC と TV 会議システムを接続して行う初めての訓練となった。緊急対策本部 2 階の部屋を ERC 対応専用室として、事象発生、進展予測及び事故収束活動等について適宜報告した。

(3) 通報訓練

- ・ 大地震発生及び大津波警報発表に伴い、警戒事態と判断し、関係機関へ連絡した。
- ・ その後、建屋外への放射性物質漏えいが生じ、原災法第 10 条及び第 15 条に定める基準を超える放射線量を検知したことから、全面緊急事態と判断し、関係機関へ通報した。
- ・ 全面緊急事態通報実施後は、事象の進展や環境モニタリング値の推移、応急措置の状況を関係機関へ報告した。

(4) モニタリング訓練

- ・ 放射性物質漏えい地点（当日の気象条件に基づく加工工場の排気口から風下方向の敷地内）及び敷地境界付近等において原子力防災資機材として配備する可搬式ダストサンプラ等を使用して放射線モニタリングを実施した。
- ・ モニタリングポスト、ダストモニタ、エリアモニタ及び気象観測データ等の値を用いて評価した。

(5) 応急措置（収束措置）訓練

- ・ 放射性物質漏えいを収束させるための戦略を立案し、当該計画に沿って活動した。
- ・ 当日の気象条件に基づく放射性物質の拡散予想及びモニタリング結果から汚染範囲を同定し、除染作業を実施した。

- ・ 拡大防止措置として、屋外への放射性物質漏えい防止のために加工工場非常扉の目張りを実施した。

(6) 救護訓練

- ・ 地震発生時に発生した歩行不能の負傷者（汚染なし）の救護活動を実施した。

(7) プレス対応訓練

- ・ 特定事象発生後にプレス対応メンバーを選出し、プレス会場（模擬）に派遣した。
- ・ プレス発表資料の作成、並びに事象の進展や事象収束に向けた活動内容等のプレス発表に当たって必要となる情報について、緊急対策本部とプレス対応メンバーで適宜、情報共有を行った。
- ・ 記者役（社員から選定）を前に、プレス発表資料に基づき、口頭発表及び質疑応答による模擬記者会見を実施した。

8. 防災訓練の評価

大地震発生を起因事象として、その後立て続けに重大な事故・トラブルが発生する複雑なシナリオであったが、大きな混乱なく活動が行われ、おおむね計画どおり実施することができ良好な結果であった。各訓練要素の評価及び一部改善が必要な事項を以下に記す。（文中括弧内は、次項以降に掲げる要改善事項との関連を示したものである。）

(1) 避難誘導訓練

- ・ 非常時対応マニュアル及び個別訓練の修練により、大地震発生後の避難指示が速やかに行われ、指定避難場所に避難集合することができた。
- ・ 避難場所において点呼表により正確かつ迅速に点呼し、在所者・不明者の把握ができた。また、出張来訪者については入構記録情報を基に所在確認ができた。

(2) 緊急対策本部活動訓練

<本部活動>

- ・ 次々に事象が発生する複雑なシナリオであったが、適時、緊急対策本部設置時の報告要領マニュアルに従い、マイクを用いて各係から本部長へ端的明瞭に報告するなど、本部において適切に進展状況を把握できた。また、収集した情報は時系列情報として整理して、社内イントラネットに公開することで情報共有の強化を図った。
- ・ 事象収束のための戦略シートの作成において、対策開始予定時刻の記入漏れ等の要改善事項（10. No.1）はあるものの、本部長の指示のもと組織的に、かつ円滑に活動を進めることができた。また、昨年度の要改善事項である「現場活動全体の統制」の対策として、本部長の判断・指示等の重要な事項はマイクを通して全係長へ共有し、その内容を総務広報係が事業所内の非常放送設備で再徹底することで、現

場活動において汚染防護装備の統一等，現場活動全体並びに緊急対策本部との統制がとれていることを確認した。(9. No.1)

- ・ 「特定事象発生時刻」について，原子力防災管理者（本部長）が特定事象が発生したと判断した時刻とすべきところを，誤って当該事象に至った時刻を「特定事象発生時刻」として緊急対策本部内で共有してしまった。基本的なルールについてマニュアルを整備し，教育・訓練を通じて徹底する必要があることを確認した。(10. No.2)

<ERC 対応活動>

- ・ 緊急対策本部に ERC 対応者への専任の情報提供者を配置したこと，かつ ERC の対応に2名を配置して役割分担（状況説明と質問事項対応）をしたことで，積極的かつ速やかに報告できた。
ただし，緊急対策本部から ERC 対応者へ提供した情報が正しく伝達されない場面 (10. No.3) や，ERC への報告時に，特定事象の種類や事象収束に関する重要な事項，特定事象と判断した判断基準，モニタリングポスト等の基礎的な施設情報・時系列情報の定期報告において報告漏れや遅延するなど改善が必要である。マニュアルを整備して教育・訓練を行う必要があることを確認した。(10. No.4, No.5)
- ・ ERC 対応者が書画装置を積極的に活用し，また，ERC に配置したリエゾンを持ち込んだパソコンを活用して，緊急対策本部から情報を入手し関係書類の配布を行ったことで，正確性や報告スピードを高めることができた。
ただし，緊急対策本部から FAX によるリエゾンを通じた情報提供において時間を要する場面もあり，改善が必要であることを確認した。(10. No.6)

(3) 通報訓練

- ・ 昨年度，特定事象発生後の通報に30分以上の時間を要しており要改善事項「特定事象発生後の通報時間の短縮」(9. No.2) としていた。それに対して，タイムキーパーの設置や個別訓練での意識向上を行った結果，特定事象発生から17分で通報（第2報）しており，一定の改善が図られた。ただし，目途とする15分以内での通報はできておらず，引き続き作成時間の短縮について改善が必要であることを確認した。(10. No.7)
- ・ 応急措置の実施報告について第3報と最終報を発信したが，第3報は特定事象発生後の通報から50分後，最終報は第3報の報告から37分後の発信となった。応急措置の実施報告は，応急措置に進展があった場合又は進展がなくとも30分を目途としており，作成時間の短縮について改善が必要であることを確認した。(10. No.8)
また，報告文書発信後，報告先への着信まで第3報は11分，最終報は12分を

要しており速達するための改善が必要であることを確認した。(10. No.9)

- ・ 通報連絡文書の内容について、特定事象の判断基準に到達した時刻及び特定事象発生時刻の記入間違いや負傷者・警戒事態該当事象発生後の経過連絡に関する情報及び発生事象や対応の概要等の重要な項目について記載漏れがあり、通報連絡文書作成方法並びに審査体制の見直しが必要であることを確認した。

(10. No.10, No.11)

(4) モニタリング訓練

- ・ 定期的にモニタリング状況を確認し、速やかに本部に報告することができた。現場においては、適切な汚染防護装備を着用し、適切な測定器を用いて汚染区域及び敷地周辺を測定することができた。

ただし、発生事象に応じた環境モニタリングの測定結果について口答のみでの報告となったため、一部の関係者での共有にとどまったしまった。環境モニタリングの測定結果は周辺環境への影響を判断する重要な項目であり、報告方法に改善が必要であることを確認した。(10. No.12)

- ・ 一時的な管理区域からの退域時に使用する検査用のテントにおいて、放管係員による現場作業員の身体サーベイを適切に実施した。

なお、夏季には退域時検査用のテント内が高温となることも予想されるため、活動環境に合わせた活動体制の検討を更に深めることとした。

(5) 応急措置（収束措置）訓練

- ・ 放射性物質漏えいを収束させるための戦略を立案し、当該計画に沿って活動することができた。
- ・ 当日の気象条件に基づく放射性物質の拡散予想及びモニタリング結果から汚染範囲を同定し、除染作業を実施することができた。

なお、除染作業において飛散箇所状況に応じて、使用する適切な回収用具は異なることが考えられるため、回収用具の選択に関する検討を更に深めることとした。

- ・ 放射性物質濃度上昇に伴い、緊急対策本部長の指示を、トランシーバーや携帯電話並びに事業所内の非常放送設備を用いて徹底したことにより、適切な汚染防護装備で統一され、汚染拡大防止措置が適切に実施されていることを確認した。また、ポケット線量計を確実に携帯することで作業に伴う被ばく管理を適切に実施した。

(6) 救護訓練

- ・ 負傷者発生の実際は、直ちに本部長に報告され、救出救護隊は負傷箇所の固定等の応急措置を迅速に実施できた。
- ・ 救出救護隊長は、非常時対応マニュアルに沿って、緊急対策本部に対して負傷者

の状況や応急処置等の内容を含めて適切に報告できた。また、個別訓練の修練により、救急車の出動不可の状況に対し、負傷者を社有車により病院に搬送することを即断し、搬送に際して、事業所外道路の地震被害の状況も考慮して搬送担当者に注意喚起する等、適切な判断及び指示を行った。

(7) プレス対応訓練

- ・ 昨年度、要改善事項であった「プレス発表資料の記載内容の必要事項の精査・精度向上」(9. No.3) に対して、プレス発表資料の雛形を準備し、また記者会見時刻に合わせて資料の審査時間を確保したため、誤記もなく発表資料の精度が向上した。
- ・ 記者会見の会場設営、準備及び進行については練度が向上していることを確認した。また、広報担当者による説明及び質疑対応についても、平易な文言を使用して対応するなど適切に対応できた。

9. 前回訓練時の要改善事項の対応及び今回訓練内での検証

前回訓練時に抽出した改善すべき事項に対する対応状況と今回訓練内での検証について以下に記す。

No.	前回訓練時に抽出した 要改善事項	改善対策の確認結果
1	<p>【緊急対策本部活動訓練】 現場活動における汚染防護装備の不一致等を防止するための、現場活動全体の統制</p>	<p>原因 本部長が事象の進展に応じて必要と判断した係長のみ、個別に指示をだしていたため。</p> <p>対策 本部長及び副本部長、各係長は前回の訓練反省会において、現場活動を統制できていなかったことの課題の大きさを共有しており、原子力防災管理者(本部長)による原子力緊急事態の発令やその際の避難指示、汚染防護措置等の本部長の重要な指示・判断は原則として本部長席のマイクを通して緊急対策本部内の全係長に伝達することを確認した。</p> <p>加えて、各係長はその内容を各係メンバーへトランシーバー及び電話等の通信手段を用いて共有すること、総務広報係長は事業所内の非常放送設備を用いて放送することで、周知・徹底することを明確にして共有した。</p> <p>結果 本部長及び副本部長、各係長、現場作業員の情報共有の重要性について意識向上が図られ、現場活動において汚染防護装備の統一が図られるなど、現場活</p>

No.	前回訓練時に抽出した 要改善事項	改善対策の確認結果
		動全体並びに緊急対策本部との統制がとれたことを確認した。(完了)
2	【通報訓練】 特定事象発生後15分以内を目途に通報するための、通報連絡文書作成時間の短縮	<p>原因 本部長、副本部長及び通報連絡文書を作成する情報第1係内で15分以内を目途に通報すること並びに全ての情報を記載するのではなく、通報までの時間を優先すること及び優先順位の高い情報から記入することを徹底できていなかった。</p> <p>対策 緊急対策本部設置時に、本部長が副本部長から通報連絡文書作成にかかるタイムキーパー及び通報連絡文書審査者を指名することを、副本部長役割分担マニュアルに明記して本部長・副本部長内で共有した。また、情報第1係内で通報連絡文書の雛形を準備するとともに、優先順位の高い情報から記入していくこと並びに15分以内を目途に通報することをマニュアルに記載して、個別訓練で周知した。</p> <p>結果 特定事象発生から17分で通報することができ、一定の改善が図られた。ただし、目途とする15分以内で通報が完了していないことから引き続き改善が必要であることを確認した。(継続) (10. No.7)</p>
3	【プレス対応訓練】 記者会見出席者(マスコミ等)にとって必要な情報を誤記のない状態で確実に提供するための、プレス発表資料内容の精査と精度向上	<p>原因 記者会見出席者の視点での要記載事項が明確にされておらず、資料作成関係者にその旨も周知されていなかった。また、資料作成時に事象の進展に合わせて記者会見直前まで修正することで、審査にかかる時間が確保できていなかった。</p> <p>対策 資料作成を担当する総務広報係内で、事象毎に応じたプレス発表資料の雛形を準備して記載すべき事項を明確にした。また、事象及び応急措置等の進展が見込まれる場合は、資料に記載する内容は記者会見の50分前迄の情報にとどめて、資料の審査時間を確保することをマニュアルに記載して、個別訓練で周知した。</p> <p>結果 誤記がなく、注釈や平易な文言を使用することで記者会見出席者にとって理解が促進されるプレス発表資料を作成することができた。(完了)</p>

10. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

訓練後、抽出された改善すべき事項とその原因及び改善策を以下に記す。要改善事項については確実に改善していくことにより、緊急時対応能力の更なる向上を図る。

No.	今回の訓練において抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容	
1	<p>【緊急対策本部活動訓練】 <本部活動> 戦略シート作成当初、作成時刻及び対応開始予定時刻が記入されていなかった。</p>	原因	<p>戦略シートを初めて使用した訓練であり不慣れであったこと、かつ作成マニュアルを定めていなかった。</p>
2	<p>【緊急対策本部活動訓練】 <本部活動> 「特定事象発生時刻」を、特定事象に至った時刻として緊急対策本部内で共有してしまった。</p>	原因	<p>事前に周知・徹底していたが、口答での周知であった。</p>
3	<p>【緊急対策本部活動訓練】 <ERC 対応活動> 焼結炉へのペレット装荷量について、緊急対策本部の情報提供者から ERC 対応者へ正しく伝達されなかった。</p>	原因	<p>口答での伝達であったため、伝達時に聞き間違えてしまった。</p>
4	<p>【緊急対策本部活動訓練】 <ERC 対応活動> 全面緊急事態（GE）／施設敷地緊急事態（SE）の同時発災に対して、まとめて「SE」と</p>	原因	<p>ERC 対応者は、放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出の場合、SE と GE の判断基準は同条件であったことから、「SE」と発話することで発生した事象が伝わると考えてしまった。また、特定事象に至ったと判断した場合</p>

No.	今回の訓練において抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容
	<p>発話し、また、その判断基準値に関する発話がなかった。</p>	<p>に、判断基準値も重要な項目であることの認識が不足していた。</p> <p>課題 GE の重要性及び判断基準値が重要であることの認識を高め、確実に発話できるようにする。</p> <p>対策 非常時の対応に関する教育資料に、SE/GEの違いや判断基準値及びその判断した事象の重要性を盛り込み再周知する。</p> <p>また、ERC 対応者マニュアルの中にも判断基準値(及びその換算値)、実測値、判断結果(SE/GE)を併せて発話する旨を明記し、教育・訓練を通じて練度を高める。</p>
5	<p>【緊急対策本部活動訓練】 <ERC 対応活動> モニタリングポストの基礎的な施設情報、時系列情報、応急措置の実施状況等の基本的な情報について定期的な報告が不足していた。</p>	<p>原因 事象の進展にともなう新たな報告や多岐にわたる質問への回答に終始してしまい、基本的な情報を定期的に報告する意識が不足していた。</p> <p>課題 ERC 対応者に、基本的な報告が必要であること及びそれを正しく発話できる教育・訓練を行うとともに、確実に定期的な報告を行う体制を整備する。</p> <p>対策 ERC 対応者マニュアルの中にモニタリングポスト等の基礎的な情報は事象の進展がなくとも30分を目処とした定期報告をすること、及び状況をサマライズした報告を随時行うことを明記し、教育・訓練を通じて練度を高める。また、発話者が現状より主体的な発言ができるように、発話者のサポート要員の追加配置による負荷の低減やERC内においてリエゾンを通じて直接情報を共有できる体制(システム)を検討する。</p>

No.	今回の訓練において 抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容	
6	【緊急対策本部活動訓練】 <ERC 対応活動> 緊急対策本部から FAX による リエゾンを通じた情報提供に において、時間を要する場面があ った。	原因	通報連絡に使用している FAX 機を使用したた め、通報連絡作業を行っていた場合にその作業 終了を待つことになってしまった。
		課題	通報連絡作業に使用する FAX 機は使用せず、 別の通信手段を確保する。
7	【通報訓練】 特定事象発生から通報までは 15分以内を目途としている が、17分を要した。	原因	特定事象と判断した通報文書内「その他特定事 象の把握に参考となる情報」の記載に時間を要 した。
		課題	作成手順を明確にすることで作成時間を短縮 し、15分以内で送信完了とする。
8	【通報訓練】 応急措置の実施報告は特定事 象発生後の通報後30分を目途 としているが、50分を要した。	原因	各係から記載すべき情報を集約する方法を定 めていなかった。また、追加でどのような情報を 添付すべきか整理できていなかった。
		課題	情報集約のルール及び報告すべき情報を明確 にして作成時間を短縮する。
		対策	情報集約のための各係の役割を明確にして体 制整備を図る。また、報告すべき基本的内容(戦 略シート、放射線測定値、系統図、敷地図等) をマニュアル及び雛形に記載する。
9	【通報訓練】 通報連絡文書発信後、通報連絡 先への着信まで第3報は11 分、最終報は12分を要した。	原因	通報連絡はF ネットを介した一斉 FAX 送信機 能を使用した。
		課題	重要な通報連絡先（ERC やオフサイトセンタ ー）には速達する方法を導入する。
		対策	重要な通報連絡先には F ネットを介さずに、 直接送信する。

No.	今回の訓練において抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容
10	<p>【通報訓練】 通報連絡文書において、添付資料で詳細情報について報告していたが、本文にその旨を明記していなかった。また記載事項がない場合に空欄になっていた。</p> <p>（第3報の応急措置の概要報告で「発生事象と対応の概要」欄に対応事項が未記入、警戒事態該当事象発生連絡の「その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報」欄が未記入）</p>	<p>原因 当該内容について、添付資料で詳細について報告している場合や、通報連絡すべき事項がない項目の記載方法について明確にしていなかった。</p> <p>課題 添付資料で詳細について報告している場合や、記載すべき事項がない場合の記載方法について明確にして、漏れなく記載する。</p> <p>対策 添付資料で詳細について報告している場合には、添付文書を参照することを明記すること及び記載すべき事項がない場合には「なし」と記載することを通報連絡文書の雛形に明記し、教育・訓練を通じて周知・徹底する。</p>
11	<p>【通報訓練】 通報連絡文書において記載漏れや記載間違いがあった。</p> <p>（負傷者に関する情報、警戒事態該当事象発生後の経過、排気筒モニタの指示値、その他各種事象に関わる時刻）</p>	<p>原因 通報連絡文書作成終了後に審査しているが不十分であった。また、最優先事項を記載することに注力してしまい、その他の情報を記載する意識が不足していた。</p> <p>課題 最優先事項及びその他の記載すべき情報を明確にして、審査体制を強化する。</p> <p>対策 記載漏れ防止については、記載必須項目について通報連絡文書の雛形にその旨を明記する。審査方法については、審査者用の審査項目（発生事象（全項目、含む負傷者）時刻、単位、空欄の有無等）リストを作成し、審査項目を明確にするとともに、文書が複数枚にわたる場合には、記載が完了した部分から適宜審査する手順として、マニュアルに明記し、教育・訓練を通じて周知・徹底する。</p>
12	<p>【モニタリング訓練】 環境モニタリングの測定結果について、一部の関係者での共有にとどまったしまったため、周辺環境への影響の有無を判断した結果についても一部の関係者での共有となってしまう</p>	<p>原因 既設のモニタリングポストの測定結果と同様に口頭報告のみでとどめてしまった。</p> <p>課題 環境モニタリングは可搬式装置で行うため、測定結果は口答のみでなく、測定場所・測定値を文書で報告するなど、正確かつ確実に報告して関係者間で共有する方法を導入する。</p> <p>対策 環境モニタリングの測定結果は、事業所配置図</p>

No.	今回の訓練において抽出した問題点	問題点の分析と改善活動内容
	った。	により、場所及び測定値を明記して報告することをモニタリングマニュアルに明記し、教育・訓練を通じて周知・徹底する。 また、ERC 対応者マニュアルの中では、測定結果、判断基準及び判断結果を併せて伝えることを明記し、教育・訓練で練度を高める。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子燃料工業株式会社東海事業所の原子力事業者防災業務計画第2章第7節に基づき、通報、救護、モニタリング及び避難誘導に係る個別訓練を防災訓練（総合訓練）に先立ち実施したものである。

個別訓練は、手順書の適応性や必要な要員・資機材等の検証を行い、対応能力の向上及び得られた知見から改善を図ることを目的としている。

2. 実施日時及び対象施設

(1) 実施日時

第1回 平成29年7月5日（水）～7月19日（水）

第2回 平成30年1月29日（月）～2月16日（金）

(2) 対象施設

原子燃料工業株式会社 東海事業所

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制

原子力防災組織のうち、情報第1係、救護消火係、放管係及び警備誘導係の所属員

(2) 評価体制

前項対象係の係長が評価者となり、訓練参加者からの意見も踏まえ、今後の課題を抽出した。

(3) 参加人数

別表「個別訓練の概要」のとおり。

4. 原子力災害想定の概要

別表「個別訓練の概要」のとおり。

5. 防災訓練の結果の概要

詳細は、別表「個別訓練の概要」のとおり。

6. 防災訓練の評価

各個別訓練に参加した要員は、定めた手順等に従った対応ができていることを確認した。詳細は、別表「個別訓練の概要」のとおり。

7. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

個別訓練により抽出された改善点はなかった。詳細は、別表「個別訓練の概要」のとおり。

以 上

個別訓練の概要

別表

	訓練名・係名	参加人数	想定した事象	結果の概要	評価結果	今後の原子力災害対策に向けた改善点
第1回 (平成29年7月5日～7月19日)	【通報訓練】 情報第1係	16人 (4人)	・火災及び管理区域内で被ばくしている可能性のある負傷者発生に伴う通報が必要	・ 通報文書作成様式及び手順について確認 ・ 役割分担を確認し、人員が不足した場合の応援体制を確認	良	特になし
	【救護訓練】 救出救護隊	9人 (3人)	・ 管理区域内での負傷者発生に伴う救護及び担架による搬送が必要	・ 加工工場内での担架を使用する方法、役割分担の確認 ・ 負傷者の応急手当方法の確認	良	特になし
	【モニタリング訓練】 放管係	11人 (6人)	・ 管理区域内で被ばくしている可能性のある負傷者発生に伴い個人モニタリング及び除染が必要	・ 除染作業実施時の汚染防護装備を確認 ・ 除染時に使用する除染キットの内容及び使用方法、配備場所を確認	良	特になし
	【避難誘導訓練】 警備誘導係	8人 (4人)	・ 緊急車両が入所、誘導が必要	・ 自転車での緊急車両先導方法を確認 ・ 緊急車両到着時の各担当の役割確認	良	特になし
第2回 (平成30年1月29日～2月16日)	【通報訓練】 情報第1係	16人 (4人)	・ 警戒事態及び特定事象の発生に伴う通報連絡が必要	・ 原災法改訂（原子力防災業務計画改訂）による通報連絡様式の変更内容を確認 ・ ERC との TV 会議接続に伴う ERC 対応者への情報提供方法確認	良	特になし
	【救護訓練】 救出救護隊	7人 (4人)	・ 放射性物質屋外漏えいに伴い汚染防護装備を着用した救出救護活動が必要	・ 汚染防護装備の確認 ・ 担架等の救護資機材の配備場所及び骨折時の応急措置方法を確認 ・ 救急車の要請が困難な場合の搬送先病院、搬送ルートを確認	良	特になし
	【モニタリング訓練】 放管係	13人 (3人)	・ 放射性物質屋外漏えいに伴い汚染防護装備を着用した環境モニタリングが必要 ・ 管理区域内で被ばくしている可能性のある負傷者発生に伴い個人モニタリング及び除染が必要	・ 特定事象発生後は全面マスク及びタイベックスーツを着用すること、汚染防護資機材の配備場所を確認 ・ 内部被ばくの有無を調べる際は鼻スミアを実施することを確認	良	特になし
	【避難誘導訓練】 警備誘導係	10人 (1人)	・ 放射性物質屋外漏えいに伴い汚染防護装備が必要 ・ 商用電源喪失に伴い、加工工場内の新設扉の手動開放が必要	・ 汚染防護服の確認及び防護マスク着用時の通信方法を確認 ・ 加工工場内の新設扉の手動開放手順と担当を確認	良	特になし

(括弧内の人数は欠席者数。欠席者に対しては、後日訓練結果を书面で周知した。)